

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和6年3月29日

金曜日

号外(3)

## 目次

<b>規 則</b>	
○富山県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県財産管理規則の一部を改正する規則	2
○富山県技術専門学院規則の一部を改正する規則	
○富山県会計規則の一部を改正する規則	3
<b>訓 令</b>	
○富山県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令	7
<b>告 示</b>	
○富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程の一部改正	
○会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正	13

## 規 則

富山県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第11号

富山県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

富山県漁港管理条例施行規則（昭和42年富山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に改める。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(水産漁港課)

富山県財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第12号

富山県財産管理規則の一部を改正する規則

富山県財産管理規則（昭和40年富山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の1条を加える。

（行政財産の貸付け）

**第21条の2** 行政財産の貸付けについては、第18条から前条までの規定を準用する。

第32条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（管 財 課）

富山県技術専門学院規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第13号

富山県技術専門学院規則の一部を改正する規則

富山県技術専門学院規則（昭和63年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「メカトロニクス科」を「機械・制御エンジニア科」に、「電子情報科」を「電子情報／I o T科」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の別表に規定するメカトロニクス科及び電子情報科は、

---

この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該訓練科に在学する者が当該訓練科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(労働政策課)

富山県会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県規則第14号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 歳入歳出外現金等（第147条—第151条）」を

「第9章 歳入歳出外現金等（第147条—第151条）」  
に改める。

第9章の2 公金事務の委託（第151条の2—第151条の5）」

第3条第4項中「又は当該出納員が欠けたとき」を「当該出納員が欠けたとき、又はその他必要と認めるとき」に改める。

第4条第2項各号列記以外の部分中「当該課」を「当該室課」に、「課長」を「室課長」に改め、同項第2号中「地域産業支援課」を「地域産業振興室」に改める。

第28条の2を削る。

第29条を次のように改める。

### 第29条 削除

第51条を次のように改める。

### 第51条 削除

第62条第1項中「若しくは」を「又は」に、「し、又は私人に支出の事務を委託した」を「した」に改める。

第81条第2項各号列記以外の部分中「のうち、次に掲げる書類によるものにあつては当該書類に、次に掲げる書類によるもの以外のもの」を削り、同項第1号から第3号までを削る。

第147条第2号中サをシとし、エからコまでをオからサまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 森林環境税

第9章の次に次の1章を加える。

**第9章の2 公金事務の委託**

(指定公金事務取扱者の指定)

**第151条の2** 知事は、法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）に公金事務を委託したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたとき、又は指定を取り消したときも、同様とする。

- (1) 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
- (2) 指定公金事務取扱者に委託した公金事務及びその事務に係る歳入等又は歳出
- (3) 指定公金事務取扱者の指定をした日
- (4) 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
- (5) 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間

(指定公金事務取扱者の収納等)

**第151条の3** 指定公金事務取扱者（歳入等の徴収又は収納の事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、現金又は証券を領収したときは、第22条第2項から第4項までの規定に準じて処理しなければならない。

2 指定公金事務取扱者は、徴収又は収納した歳入等を所定の期日までに指定金融機関（交通の著しく不便な地で現金を領収する場合その他特別な事情がある場合で、歳入徴収者が会計管理者の承認を得たときは、収納代理金融機関）に納付又は払込みをしなければならない。払込みをする場合においては、第25条第4項及び第5項の規定に準じて処理しなければならない。

3 指定公金事務取扱者（徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。）は、毎月の調定及び収納の状況について徴収報告書を作成し、翌月の5日までに歳入徴収者に提出しなければならない。

(歳入等の収納の委託)

**第151条の4** 法第243条の2の5第1項の規定により、その収納の事務を委託す

ることができる歳入等として、地方公共団体の長が定めるものは次に掲げるものとする。

- (1) 使用料
- (2) 手数料
- (3) 賃貸料
- (4) 物品売払代金
- (5) 寄附金
- (6) 貸付金の元利償還金
- (7) 地方税（当該地方税に係る地方税法（昭和25年法律第 226号）第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
- (8) 分担金
- (9) 負担金
- (10) 不動産売払代金
- (11) 過料
- (12) 損害賠償金（第15号に掲げる遅延損害金を除く。）
- (13) 不当利得による返還金
- (14) 雑入
- (15) 第1号、第2号、第8号、第9号及び第11号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から第6号まで、第9号、第10号、第12号及び第13号に掲げる歳入に係る遅延損害金
- (16) 歳入歳出外現金  
（支出の事務の委託）

**第 151条の5** 指定公金事務取扱者（支出の事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）は、その支払の終了後速やかに、支払事務受託精算報告書を作成し、証拠書類を添え、支出命令者を経て会計管理者に提出しなければならない。

2 第62条の規定は、指定公金事務取扱者の場合にこれを準用する。

第 167条第2項を次のように改める。

2 会計管理者は、指定公金事務取扱者の当該取扱事務について、定期及び臨時に

検査を行わなければならない。

第169条中「並びに徴収等受託者及び支出事務受託者」を「及び指定公金事務取扱者」に改める。

第178条及び第179条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

別表第2の人事委員会事務局の項中「庶務を分掌する課の課長補佐」を「庶務を担当する課長補佐」に改め、同表中「職員研修所」を「職員キャリア開発支援センター」に改め、同表の職員研修所の項中「次長」を「庶務を担当する主任教授」に改め、同表中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。

別表第3中「地域産業支援課」を「地域産業振興室」に改める。

別表第7の備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 みずほ信託銀行が収納代理金融機関として取り扱う収納の事務は、口座振替の方法によるものに限る。

別表第8中「徴収等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、「支出事務受託者」を削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条、第81条及び別表第2の人事委員会事務局の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に係るこの規則による改正前の富山県会計規則第29条、第51条、第62条第1項、第167条第2項、第169条及び別表第8の改正規定の適用については、令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。

(出納課)



を

「払込書(1)	第13号様式	第25条・第27条・第151条の3
払込書(2)	第14号様式	第25条・第27条・第141条・第151条の3

に、

「国庫金等受入通知書	第15号様式	第27条
収納計算書	第16号様式	第29条
徴収報告書	第17号様式	第29条
指定納付受託者の指定に係る申出書	第18号様式	第29条の2

を

「国庫金等受入通知書	第15号様式	第27条
指定納付受託者の指定に係る申出書	第18号様式	第29条の2

に、

「繰替払納付書	第32号様式	第50条
支払事務受託精算報告書	第33号様式	第51条
小切手、小切手振出済通知書	第34号様式	第52条・第57条・第64条・第65条

を

「繰替払納付書	第32号様式	第50条
小切手、小切手振出済通知書	第34号様式	第52条・第57条・第64条・第65条

に、

「入札保証金納付証明書	第101号様式	第150条
指定金融機関等店舗追加申請書、収納代理金融機関指定申請書	第102号様式	第154条

を

「入札保証金納付証明書	第101号様式	第150条
指定公金事務取扱者の指定に係る申出書	第101号様式の2	第151条の2
徴収報告書	第101号様式の3	第151条の3



支払事務受託精算報告書	第101号様式 の4	第151条の5
指定金融機関等店舗追加申請書、 収納代理金融機関指定申請書	第102号様式	第154条

に改める。

第13号様式中「(第25条、第27条、第29条関係)」を「(第25条、第27条、第151条の3関係)」に改める。

第14号様式中「(第25条、第27条、第29条、第141条関係)」を「(第25条、第27条、第141条、第151条の3関係)」に改める。

第16号様式及び第17号様式を次のように改める。

**第16号様式** 削除

**第17号様式** 削除

第18号様式中「第12条の2の5」を「第12条の2の12」に改める。

第33号様式を次のように改める。

**第33号様式** 削除

第101号様式の次に次の3様式を加える。

## 第101号様式の2（第151条の2関係）

指定公金事務取扱者の指定に係る申出書

年 月 日

富山県知事 殿

申出者 住所又は所在地  
名称

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。）第12条の2の12の規定に基づき、  
下記のとおり申出書を提出します。

記

1. 名称	
2. 住所又は事務所の所在地	
3. 指定公金事務取扱者が受託した公 金事務に係る歳入等又は歳出	
4. 公金事務を取り扱う期間	

第101号様式の3 (第151条の3関係)

徴収報告書

年 月 日

富山県知事 殿

徴収受託者  
住所  
氏名

月分の調定及び収納の状況について次のとおり報告します。

区 分	年度		会計		収入未済額	備 考
	調 定 額	収 入 済 額	本 月 分	累 計		
合 計						

区分欄には、款入科目、委託を受けている施設名等を記入する。



**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(出納課)

**富山県告示第164号**

会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正について

会計管理者の事務の一部の委任について（平成19年富山県告示第185号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

別表第1の2の表市町村支援課の出納員の項中「及び」を「並びに」に改め、「本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報」を加える。

別表第1の2の表及び別表第2中「地域産業支援課」を「地域産業振興室」に改める。

**附 則**

(施行期日)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の表市町村支援課の出納員の項に係る改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(出納課)

